建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 12 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成24年11月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　住友精化株式会社　上田　雄介　兵庫県加古郡播磨町宮西346－１　国土交通大臣許可（般特―24）第8592号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 12 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成24年12月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社島田組　岩立　二郎　大阪府八尾市弓削町南３―20―２　国土交通大臣許可（特―24）第18382号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年12月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 12 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成24年12月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　明星建工株式会社　木俣　郁雄　大阪府大阪市城東区永田２―13―22　国土交通大臣許可（特―21）第16635号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年12月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 12 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成24年12月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ジョーコーポレーション　城下　　洋　大阪府大阪市中央区上汐２－２－１　国土交通大臣許可(特―20)第20350号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年12月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５１号
山形県酒田市日の出町２丁目13番地の11　アプローズ204号
債務者　黒井　生幸
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井野裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１５５０号
埼玉県上尾市愛宕２丁目18番26号
債務者　村上　匡弘
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福村　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
兵庫県伊丹市松ケ丘１丁目58番地　エル昆陽池203号、前住所兵庫県伊丹市中野東２丁目259番地Ｂ号
債務者　兵庫阪神犬友社こと　石躍　利浩
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　歓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１０５号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2528番地
債務者　秋場　芳文
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２３８８号
名古屋市名東区文教台１丁目601番地　グリーンハイム402号
債務者　廣中　一博
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　晴男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４３号
青森県平川市新山村元105番地、住民票上の住所青森県弘前市大字新里字上樋田６番地11
債務者　長清燃料又は長清燃料有限会社こと　清藤　　太
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１２５号
石川県加賀市山代温泉14―67　サンベール313号室、住民票上の住所石川県加賀市山代温泉14の11番地１
債務者　川崎由紀子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　　樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１３２８号
堺市堺区宿屋町西２丁２番22号　エミリエ堺303号
債務者　橋本元秀こと　崔　　元烈
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沢田　篤志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係